

Ⅱ. 財団法人 荒川区がん予防センター

1. 概 況

(1) 設立目的

財団法人荒川区がん予防センター（以下「がんセンター」という。）は、がんに関する予防教育、調査研究及び早期発見のための検診事業等を総合的に推進し、もって地域住民の健康保持と増進を図り、地域社会の発展と豊かな住民生活の形成に資することを目的として設立された。設立は平成2年10月15日であり、出資金5億円は荒川区が100%出捐している。

(2) 事業内容

がんセンターは（1）の目的を達成するために、次の事業を行っている。

- ・がんの予防教育に関する事業
- ・がんの集団検診、予防教育等に関する調査研究
- ・がんに関する各種の研修事業
- ・荒川区の委託等に基づくがんの検診に関する事業
- ・その他法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織（平成13年3月31日現在）

がんセンターは、事務所を荒川区荒川二丁目12番5号に置き、役員14名（理事長1名、副理事長2名、常務理事1名、理事8名、監事2名）、職員33名（区派遣職員21名、固有職員2名、非常勤職員10名）の人員により構成されている。

(4) 最近の事業実績

1) 最近3年間の収支計算書に基づく収入と費用の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

摘 要		平成10年度	平成11年度	平成12年度
収 入	基本財産利息収入	5,501	4,598	4,487
	自主事業収入	215	407	666
	受託事業収入	236,341	242,370	226,187
	区補助金収入	267,489	247,920	246,913
	雑収入	604	202	301
	合 計	510,152	495,499	478,555
費 用	予防教育事業費	59,694	55,672	38,965
	調査研究事業費	2,560	2,491	747
	研修事業費	408	305	171
	がん検診事業費	299,890	291,642	300,305
	施設管理運営事業費	79,654	79,517	69,353
	法人管理運営費	69,036	67,305	71,316
	合 計	511,245	496,935	480,860
差 引		△ 1,092	△ 1,436	△ 2,304

注) 金額は、千円未満切捨てにより表示している。

2) 最近3年間の貸借対照表の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

摘 要		平成10年度	平成11年度	平成12年度
資 産	現金預金	92,290	90,232	72,738
	未収金	8	2,789	2,663
	流動資産合計	92,299	93,022	75,402
	基本財産	500,000	500,000	500,000
	機器備品	11,089	7,966	6,234
	電話加入権	432	432	432
	保証金	1,319	1,319	1,319
	固定資産合計	512,840	509,717	507,986
資 産 合 計		605,139	602,739	583,388
負 債	未払金	56,660	58,909	43,156
	預り金	836	745	1,183
負 債 合 計		57,496	59,655	44,340
正 味 財 産		547,643	543,084	539,048
負債及び正味財産合計		605,139	602,739	583,388

注) ① 負債は、すべて流動負債である。

② 金額は、千円未満切捨てにより表示している。

2. 検診機器更新に伴う意思決定のための資料作成について

(監査結果)

がんセンターは、平成2年10月に設立して以来現在まで、がんに対する予防教育から検診にいたるまでの事業を総合的に推進し、もって地域住民の健康の保持と増進を図ってきた。特に、がん検診事業についてはがんセンター施設を活用し、他区に比べて高い受診率等を達成してきている。

「事業概要」によれば、がん検診受診率（平成11年度）は、以下のとおりである。

区 分	胃がん	子宮がん	肺がん	乳がん	大腸がん
荒川区	18.9	16.7	15.3	15.2	17.5
23区平均	6.0	7.8	5.8	6.1	12.4

しかし、設立時より丸10年を経過したにもかかわらず、機器備品のうち主要検診装置のほとんどが設立当初に取得したものであり、これらを未だに更新せず使用している。これらの機器備品はすでに法人税法に規定する法定耐用年数を経過したものがほとんどを占め、更新すべき時期にきている。検診機器の老朽化は故障を多発し、日常の検診業務にも支障をきたすおそれがある。したがって、更新に関する判断の時間的な余裕は限られていると考えられる。

(監査意見)

検診機器の更新には現有機器の買換え計画案及び従前の取得価格を参考にすると、少なくとも2～3億円の資金が必要と思われる。従前と同様の検診制度を考えた場合、これらの資金は区の負担となる。また、更新を決定した場合には、少なくとも検診機器の耐用年数程度の期間は、がんセンター施設においてがん検診事業の継続を前提としなければならないと考えられる。

よって、検診機器の更新の判断は、がんセンターのあり方のみならず、中長期的に区の財政にも大きな影響を及ぼす問題であるとの認識をもって臨まねばならない。

議論の際には、単に「更新」のみならず「がん検診事業のがんセンター以外の外部機関への委託（全面的な外部委託・機器を更新してがんセンター施設は使用するが検診事業は外部へ部分又は全面委託等いくつかの方法が考えられる。）」も選択肢の一つとして考えられる。

また、更新あるいは外部委託をする場合の意思決定資料としては、区を中心にごんセンターも加わったかたちで見積金額の具体的な試算を実施し、一部有料化等の検討も含め、より具体的な議論をする必要があると考える。

がんセンターのあり方、今後の方針を検討・決定していくうえで様々な判断資料が必要であ

るが、下記の理由等により現状では区及びがんセンターにおいて比較資料は十分に作成されていない。

① がんセンターと他の検診機関の検診内容の相違

がんセンターと他の検診機関のがん検診は、検診方法についてそれぞれ相違しており、まったく同一内容のものはない。

② 他の検診機関の検診費用の数値についての正確な内容が分からない

他の検診機関の検診費用の数値の計算過程が分からないため、がん検診にかかわる費用のうち、どこまでの部分を含めて計算されているか不明で、その結果、比較数値としてそのまま利用できない。

しかし、前述したように検診機器の更新の時期は迫っており、時間的余裕はあまりない。行政施策を検討すべき区が中心となり、検診機器の更新を前提とした場合はもちろん、がん検診事業のがんセンター以外の外部の物的、人的資源を活用した委託を行った場合を含め、それぞれのケースのコストとサービスの質と内容、受診者の満足度等の費用対効果を比較考量し、当面取り組むべき緊急策と同時に、中長期的視点に立った対応策を早急に固める必要があると考える。

そのためにも、活用を検討すべき外部状況、外部資源のより具体的な調査をはじめ、判断材料となるべき各種資料の収集を急ぐべきである。

3. 一検診項目当たりの検診単価の試算について

(監査結果)

がん検診事業は、主要な検診機器・施設の所有は荒川区が、その運営はがん予防センターが実施しているため、通常の民間の病院等とは異なった形態となっている。したがって、一般に施設を所有して運営している診療機関と比較するには、がんセンターの収支計算書に計上されていないコストを把握する必要がある。前述したように、他の検診機関との比較には困難を伴うが、がん検診事業の理解を助けるための参考として、がん検診事業にかかる一検診項目当たりの検診単価を平成12年度の決算資料に基づき試算した。

収支計算書に計上されていないコストとしては、以下の三項目が考えられる。

イ. がん検診事業に使用されている固定資産の減価償却費（下記(1)①及び(1)②）

固定資産については、がんセンター所有分及び区所有分がある。これらについては、収支計算書上、本来購入年度のみが計上されるが、長期間使用されるため、各年度のコスト計算上は、減価償却費に置き直して含める必要があると考え試算に加えた。

ロ. 区からの派遣職員の退職金（下記(1)③）

派遣職員の退職金については、全額区が負担しているが、派遣職員の当期末の退職金要支給額から前期末の要支給額を差し引いた当期要支給額の増加額は、各年度のコスト計算上含める必要があると考え試算に加えた。

ハ. 区が負担しているリース料及び人件費（下記(1)④及び(1)⑤）

検診事業に使用されている一部のリース機器のリース料及び従事している臨床検査技師の人件費については、区が負担しているが、コスト計算上は含める必要があると考え試算に加えた。

(1) 収支計算書に計上されていないコストの計算

① がんセンターの所有する固定資産の減価償却費に相当する金額 ※1	4,280 千円
② 区の所有する固定資産の減価償却費に相当する金額 ※2	63,804 千円
③ 区からの派遣職員に係る当該年度の退職金要支給額の増加額に相当する金額	15,764 千円
④ がん検診システム用電算機リース料	4,812 千円
⑤ 臨床検査技師の人件費相当額（一人分）※3	8,550 千円
年間負担額合計（試算）	<u>97,210 千円</u>

(前 提)

※1 及び※2 機器備品等は、法人税法に規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によると耐用年数がすでに経過したものも多いが、現在も利用しているため、法定耐用年数の経過している減価償却資産については、取得日より平成14年3月までの期間を耐用年数と仮定して減価償却費の計算を実施した。

※3 がんセンター派遣職員の一人当たりの年間給与相当額（平成12年度）を臨床検査技師の人件費相当額（一人分）とみなした。

(2) 一検診項目当たりのがん検診単価の試算

上記(1)の収支計算書上計上されていないコストを考慮して試算した、一検診項目当たりのがん検診単価(平成12年度)は、下記のとおりである。

平成12年度決算額を基にした一検診項目当たりの検診単価(試算)

(単位:千円)

イ. 職員人件費

派遣職員人件費	205,200	
非常勤等職員人件費	<u>40,936</u>	246,136

ロ. 検診事業費 144,661

ハ. 施設管理運営事業費(保健所使用分を除く) 59,264

ニ. 法人管理運営費 10,045

ホ. 収支計算書に計上されていない年間負担額合計 97,210

(上記(1)参照)

[がん検診事業に係る総コスト合計] 557,316

平成12年度がん検診延べ受診者数 52,724人

項目別検診受診者内訳	胃がん検診	12,803人
	子宮がん検診	7,224人
	肺がん検診	11,403人
	乳がん検診	7,946人
	大腸がん検診	13,348人

なお、一検診項目当たりとは、例えば、1人が胃がんと肺がん検診とを受診した場合は、延べ受診者数は2人と計算している。

[一検診項目当たりがん検診単価]

$$557,316 \text{ 千円} \div 52,724 \text{ 人} = 10,570 \text{ 円}$$

(監査意見)

上記単価はあくまでも一定の前提の下での一つの参考数値ではあるが、これを発展させた形での意思決定資料の作成や今後の方針の検討・決定は、検診機器の耐用年数の超過という事実からも早期に実施すべきものと考えられる。

4. 消耗品（材料検査）の棚卸について

（監査結果）

消耗品費として処理されている検査材料の支出は、年度末の購入額が他の月の購入額に比して多額になっている。しかも、年度当初の購入額が少ないという状況は、年度末の棚卸資産の存在を連想させる。現状では、年度末の棚卸を実施していないため、正確な金額の把握はできないが、以下で主要な検査材料について年度末の在庫額の推定を試みた。

主要検査材料の年度末推定在庫額

（単位：円）

購入月	CRフィルム等	バリウム等	エタノール等
平成12年4月	—	—	—
5月	813,120	454,944	—
6月	—	—	—
7月	—	1,179,612	168,378
8月	1,692,211	606,438	183,960
9月	550,095	1,151,136	—
10月	—	—	160,461
11月	1,035,563	922,446	156,240
12月	—	1,176,168	214,011
平成13年1月	1,243,820	—	204,372
2月	982,947	1,117,662	219,429
3月	① 3,447,256	② 4,161,885	③ 844,410
合計	9,765,012	10,770,291	2,151,261

〔合計÷12（月平均） ④ 813,751 ⑤ 897,524 ⑥ 179,271〕

④+⑤+⑥=⑦ 1,890,546 円（1ヶ月平均購入額）

（①+②+③） （⑦×1ヶ月） 推定在庫金額

8,453,551 円 - 1,890,546 円 = 6,563,005 円

平成13年3月購入額のうち、平成12年度平均購入額の1ヶ月分を同3月に使用したと仮定し、それ以上の3月分の支出については年度末の在庫金額と推定した。その結果、年度末推定在庫金額は6,563千円にのぼり、未使用検査材料はがんセンターの資産として適切に管理すべきであり、年度末に棚卸を実施し、正しい棚卸金額を把握すべきである。

5. 施設管理の委託における指名競争入札について

(監査結果)

施設管理費の平成12年度委託契約17件のうち、指名競争入札は2件であり、残りすべてが随意契約になっている。

委託契約書、請求書及び領収書等はすべて整備され適正に処理されているが、委託契約による外部契約者は平成8年度以降ほとんど同一業者で占められており、がんセンター設立時より引き続き受注している業者もいる。

指名競争入札の2件も区の推薦を受けた10社程度で行われている。入札の状況及びその手続きは適正に行われているが、結果として、同一業者が長期固定契約をしている状況が継続している。

特に、前年の予定入札価格が公表され、さらに業務内容も前年度と変わらない平成13年度分のT業務の入札においても、10社中9社が前年の予定入札価格以上の札を入れている状況は、入札制度が形骸化している可能性も否定できない。

(監査意見)

今後は契約価格の妥当性の調査、積極的に新規の入札者の参加を図るなどし、将来的には一般競争入札制度の導入も検討すべきである。

また、予定入札価格の設定についても、業務内容を検討し、工事専門家からのアドバイス、他区の類似契約内容等を参考にしながら決定すべきである。

上記意見の参考として、委託契約2件の入札状況の平成12年度と平成13年度を示すと以下のとおりであり、いずれもA社が落札している。

T業務の入札状況 (平成12年度分)

		(12年3月28日)			(単位：千円)
		第1回	第2回	第3回	備考
A	社	22,000	21,700	21,500	落札
B	社	23,000	21,800	辞退	
C	社	23,300	21,800	辞退	
D	社	23,450	21,800	辞退	
E	社	23,200	21,850	辞退	
F	社	23,250	21,850	辞退	
G	社	23,500	21,900	辞退	
H	社	23,100	21,900	辞退	
I	社	23,500	21,845	辞退	
J	社	23,350	21,860	辞退	

(平成13年度分)

		(13年3月22日)		(単位：千円)	
		第1回	第2回	第3回	備考
A	社	21,000	20,500	20,300	落札
B	社	21,500	20,800	辞退	
C	社	21,500	20,800	辞退	
D	社	21,900	20,700	辞退	
E	社	21,850	20,800	辞退	
F	社	21,750	20,700	辞退	
G	社	21,500	20,750	辞退	
H	社	21,800	20,600	辞退	
I	社	22,500	20,900	辞退	
J	社	22,600	20,850	辞退	

S業務の入札状況
(平成12年度分)

		(12年3月28日)		(単位：千円)	
		第1回	第2回	第3回	備考
A	社	11,000	10,700	9,750	(注)
B	社	11,500	10,850		
C	社	11,770	10,900		
D	社	11,800	10,880		
E	社	11,650	10,910		
F	社	11,850	10,900		
G	社	11,900	10,850		
H	社	11,700	10,950		
I	社	11,600	10,890		
J	社	11,660	10,935		

(注) 予定価格を上回ったため最低入札者と随意契約

(平成13年度分)

		(13年3月22日)	(単位：千円)	
		第1回		備考
A	社	9,750		第一回で落札
B	社	10,000		
C	社	10,400		
D	社	10,100		
E	社	10,000		
F	社	10,300		
G	社	10,450		
H	社	10,100		
I	社	10,200		

6. その他の事務手続について（監査結果及び意見）

（1）理事会、評議員会の議事録等について

理事会、評議員会の議事録を閲覧した結果、第2回（平成12年12月21日）の議事録に議長及び議事録署名人の署名がなく、寄附行為第26条第2項及び第32条第2項の規定に反していた。また、第3回（平成13年3月29日）の理事会、評議員会の議事録の提示を求めたが、往査日に提示を受けることができず、適切な管理がなされていなかった。

また、出席者の費用弁償（旅費）の領収書に日付がないものが数件見られたが、支出事実を明確にするためにも記入は必要である。

（2）処務規程について

1) 文書管理について

処務規程第10条第1号及び第11条は、文書処理簿を作成し、一連番号による管理を行う旨を定めている。現在、文書処理簿は、起案日の日付順に発議番号をとるため、発議番号をとり忘れた案件は、枝番を付して管理している。この方法は、事後に遡っての文書の作成を可能にし、また、同行為を容認することになりかねず管理上好ましくない。よって、改善を要する。

2) 金券管理について

処務規程第10条第2号において、金券については、金券処理簿を作成し、管理する旨が定められている。

現在、がんセンターにおいては、ゴミ処理券・切手・はがき・収入印紙・タクシー券・テレホンカードの6種類の金券について受払簿による管理を実施している。

監査の過程で往査日現在の受払簿の残数と現物の数の照合確認を行った。

その結果、ゴミ処理券・切手・収入印紙の3種類については、受払簿の残数と現物の数が不一致であった。原因は、帳簿の払出し記入の誤りと判明した。管理を徹底し、定期的に受払簿の残数と現物の数の照合確認を行い、また、上司がこれを承認する制度を整備する必要がある。

（3）会計処理規程について

1) 収支計算書の科目表示について

収支計算書の科目表示が大科目中科目までの開示となっているが、会計処理規程第3条により、公益法人会計基準に準拠して予算科目は小科目までを含めて開示している。したがって、予算に対する実績の対比をより詳細に開示し、比較できるよう収支計算書の科

目表示は予算書に沿った小科目までとするように改める必要がある。

2) 月次決算について

がんセンターの会計システムは、過去に遡及して訂正を入力できるものになっている。実際の運営上、月次確定後に訂正入力を行っているケースも見受けられた。会計処理規程第31条においては「月次収支報告書の作成」を定めており、月次確定後は、遡及訂正することは望ましい会計処理ではない。取引の訂正は進行月に、訂正が明瞭となるような形で処理を行うべきである。

3) 機器備品購入処理について

法人管理運営費の運営費について、決定・証憑（証拠）等との突合を行った。その結果、平成13年3月14日に購入したノート型パソコン4台 @163千円、計652千円が機器備品費として処理されていた。

しかしながら、会計処理規程第34条第2項において、10万円を超える物品については、資産として計上し管理することを定めており、処理を適正にする必要がある。

(4) 契約事務規程について

1) 契約台帳について

契約事務規程第2条第2項において、「契約の内容については、契約台帳により契約日の順に整理しておかなければならない」と定められているが、契約台帳を平成8年度より作成していない。作成していない理由として、現在は、「契約締結決定書」により管理しているため不要とのことであった。規程上は作成を求めているのであるが、現実には、より良い管理方法が採用されているのであれば、規程に実務を合わせるのではなく、実務に規程を合わせる考え方も必要である。

2) 検査について

契約事務規程第8条第1項において「契約の適正な履行を確認するため、必要な検査をしなければならない」。また、同条第2項において「前項の検査を行わせるため検査員を置き、検査員は事務局長が任命する」と定められている。

実際は、検査材料等の購入の際、十分な受入検査は実施されておらず、事後的に誰が受入検査をしたかも分からず、責任の所在が明確になっていない。

制度上、受入品の品質を検査し、不良品に対する不要な支出を未然に防ぐためにも、検査を誰が行うのか明確にし、受入検査時には検収印を押印する等、責任ある管理体制の確立が必要である。

(5) 区との間の受託検診業務委託契約書について

業務委託契約書の第8条第2項に、「公社は、四半期ごとに、支払いを受けた委託料の実績報告書を、翌月20日までに、区に提出しなければならない」と定められている。

実際には、報告書を提出するまでに30日程度の日数がかかるため、報告が遅延する状態が常である。実態に合わせた形での契約に改定すべきである。

(6) 人件費支出の支出区分妥当性について

職員の人件費支出の表示に際し、本来、収支計算書上「法人管理運営費」として区分表示すべき金額の一部について、月次手当が「予防教育事業費」に、また、民間の「賞与」に当たる6・12・3月の手当は、「がん検診事業費」で処理がなされていた。

したがって、この処理により、本来想定される支出区分とは異なる形で収支計算書が作成されている。当該職員は区よりの派遣職員であるが、人件費の取扱いについては平成12年度開始直前に決まったため、当該予算策定時には想定し得なかった事態の発生に、予算と実際の支出の差を少額にするためにとられた措置と考えられる。

しかし、収支計算書は、一事業年度の公益法人の活動を計数的に表示することによって実態を表すべきものであり、実態と異なる区分がなされている収支計算書の開示は適切なものとはいえない。

(7) がん検診事業費の消耗品費について

消耗品購入に関する年間契約の締結についての決定書のうち、下記2件は処務規程第5条において、本来、決定権者が副理事長であるべきにもかかわらず、事務局長にて決定されていた。

バリウム他購入の年間契約の締結 年間推定額 10,135千円

CRフィルム等の年間契約の締結 年間推定額 11,200千円

契約においては、その職務・権限に応じた決定が必須であり、契約の妥当性を維持するため、契約締結決定書の起案者が正確に決定権者を認識するとともに、決定者も内容を良く確認し自己による決定の案件か否かを的確に判断し、規程に沿った決定をすべきである。

(8) 有形固定資産の管理について

「有形固定資産はその取得額が10万円を超え、かつ、耐用年数1年を超える資産をいう」と会計処理規程第34条第2項に規定されており、また、同第36条第2項によれば、固定資産台帳を備え、現物管理を行うことになっている。しかしながら、機器備品については固定資産台帳を作成しておらず、規程が守られていない状況にある。

今後、十分な資産管理のためには台帳の作成はもとより、現物に資産Noを付す等し、実在性のチェックを定期的に行って、保全状況、異動状況を把握すべきである。

(9) 備品の管理について

備品（耐用年数1年を超え、取得価格が1万円を超え、かつ、10万円以下のもの）については、備品台帳を備え、有形固定資産と同様の管理を行うことを会計処理規程は、第40条で規定している。

しかし、有形固定資産と同様、備品台帳を作成しておらず、規程に沿った管理がなされていない。規程に準拠し同台帳を今後作成する必要がある。また、償却対象資産ではないが、現物にも備品Noを付す等して、保全状況、異動状況を把握すべきである。

(10) 貸与されている機器備品について

荒川区より貸与されている機器備品については、「管理運営委託に伴う施設、付属設備及び物品の取り扱い規程」により、保全物品整理簿を備え、がんセンターの物品との区分を明確にするため、シールその他の方法で区分表示することが義務付けられている。

現状は、規程に沿った処理がなされていないので、早急に貸与されている機器備品について整理簿に基づく整理Noを現品に付し、保全状況を明確にしておくべきである。

また、荒川区より貸与されている機器備品リストの中のがんセンター所有のものが下記2件あった。

平成3年3月取得　がん予防センターQ&A装置　取得価額　13,223千円

平成6年3月取得　栄養コンピュータ　取得価額　3,489千円

(11) 電話加入権について

財産目録（貸借対照表）に電話加入権が432千円計上されているが、この内訳である電話番号及び各取得価額が明らかでない。調査のうえ、財産目録別紙としての内訳表を作成しておくべきである。

(12) 予算における次期繰越収支差額について

設立以来、予算上、次期繰越収支差額がゼロ円として組まれているが、継続事業体としてがんセンターの次期繰越収支差額ゼロ円は予算といえども実際上無理であり、不自然である。ちなみに、平成12年度末の次期繰越収支差額は予算額ゼロ円であるが、実算は31,062千円である。今後、予算上年度末の資金残を見積り（予定）するとしても、現実的な目標額を設定して繰り越すように変更すべきである。